

記者発表資料
平成24年12月17日
農林水産部農産園芸環境課
園芸振興班 高澤 内線2843
環境対策班 堀内 内線2845

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うそばの出荷制限指示について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年12月14日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、宮城県に対し、大崎市旧一栗村において産出されたそばについて、出荷制限指示が出されました。

大崎市及びいわでやま農業協同組合に対しては、平成24年12月13日、県からの出荷自粛の継続を要請済みですが、今回の指示を基に、出荷等を差し控えるよう、改めて要請しました。

なお、平成24年産のそばについては、旧市町村単位（昭和25年時点）で放射性物質検査の結果が判明するまでの間、出荷等の自粛を要請しております。

1 出荷制限指示の内容

宮城県大崎市（旧一栗村の区域に限る。）において産出されたそばについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

2 今後の対応

- ・ 出荷制限指示後の対応については、大崎市などと連携し、全量、隔離・廃棄する予定。
- ・ 基準値を超過した検体が採取されたほ場について栽培管理などの状況把握を実施しており、今後も要因解析を進めていく。